

平成29年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成29年6月5日（月曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 平成28年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 第31号議案 幸田町農業委員会の委員の任命について
日程第6 第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台照明改修工事）
第34号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台音響改修工事）
第35号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
第36号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 近藤学君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 | 藪田芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居栄一君 |
| 建設部長 | 羽根淵闘志君 | 教育部長 | 志賀光浩君 |
| 消防長 | 吉本智明君 | 企業立地監
兼企業立地課長 | 志賀幸弘君 |
| 建設部次長 | 尾関義彰君 | 教育部次長
学校教育課長 | 牧野宏幸君 |

消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長 金 澤 惣 一 郎 君 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 林 敏 幸 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事 務 局 長 牧 野 洋 司 君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともども御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。
田植えもほぼ終わり、美しい田園風景があちらこちらで見られる季節になりました。
これから、梅雨を迎えようとしています。高温多湿のこの時期、熱中症など十分留意され、それぞれ健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり報告案件2件、人事案件1件、単行議案4件、平成29年度補正予算1件、合わせて8件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべき努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ここでお諮りします。本日、三河湾ネットワーク株式会社より議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かと御多用のところ早朝より御出席いただきましてまことにありがとうございます。また、議員の皆様方におかれましては平素から御理解と御支援をいただいておりますこと、あわせて厚く御礼を申し上げます。

6月に入りまして、少しずつ蒸し暑い日も多くなっており、そろそろ梅雨へ近づくころとなってまいりました。議員の皆様方におかれましても体調管理に十分御配慮していただきますようお願いいたします。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は報告議案2件、人事案件1件、単行議案4件、補正予算1件で、合わせて8件でございます。後ほど提案理由とその概要については御説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御承認、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、一般質問につきましては、7人の議員の皆様方から御通告をいただいております。

すが、いずれも今後の町政を進める上に重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

ここで2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、島原物産展示即売会の件でございます。姉妹都市提携に向けて準備を進めております島原市の物産展示即売会が須美の道の駅で6月11日、1日限定でございますが、商品は小玉スイカやスイートコーンなど農産物に、カステラ、黒ゴマ、そうめん、ワカメ製品などの加工品が販売される予定でございます。ぜひ足をお運びいただきたいと思っております。

続きまして、2点目でございます。かねてより衆議院の小選挙区の区割りを変更する公職選挙法改正案が6月1日衆議院本会議において可決されました。本町におきましては、愛知県第12区から第14区への変更となります。6月18日までの今国会会期内に成立する見通しであり、成立後、約1カ月周知期間を経て、新たな区割りによる衆議院選挙となりますので、御報告をさせていただきます。

以上、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成29年度国・県等公共事業採択の見込みの状況について情報をお手元のほうに本日配付させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成29年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 足立初雄君、2番 伊與田伸吾君の御兩名を指名いたします。

日程第 2

○議長（杉浦あきら君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 6 月 5 日から 6 月 23 日までの 19 日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 6 月 5 日から 6 月 23 日までの 19 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから、御了承願います。



日程第 3

○議長（杉浦あきら君） 日程第 3、諸報告を行います。

例月出納検査 1 月分、2 月分、3 月分の 3 件と、定期監査 1 件であります。これは、
お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情 1 件
であります。これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 1 号を所管となります総
務教育委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。



日程第 4

○議長（杉浦あきら君） 日程第 4、報告第 1 号 平成 28 年度幸田町一般会計繰越明許費
繰越計算書について、報告第 2 号 平成 28 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別
会計繰越明許費繰越計算書についての 2 件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第 1 号 平成 28 年度幸田町一般会計繰越明許費
繰越計算書についての御報告をさせていただきます。議案書 1 ページをお願いいたしま
す。

この件につきましては、平成 28 年度におきまして、繰越明許予算の議決をいただい
ており、その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第
146 条第 2 項の規定に基づきまして報告をさせていただくものであります。

繰越明許事業は 2 ページの計算書のとおり、通知カード、個人カード関連事務交付金
交付事業を初め 7 事業でございます。15 款の総務費では通知カード、個人番号カード
関連事務交付金交付事業につきましては、繰越額を 296 万 4,000 円とし、20 款
民生費では、臨時福祉給付金給付事業につきまして、繰越額を 2,922 万 7,000 円。

（仮称）豊坂児童館基本設計・実施設計業務委託事業につきましては、繰越額を 953
万 6,000 円とし、45 款の土木費では町道深溝蛤沢皿迫 1 号線舗装改良事業につき
ましては、繰越額を 1,100 万円とし、55 款教育費では、坂崎小学校体育館地震補

強事業につきましては、繰越額を2,695万円。幸田小学校体育館地震補強・校舎大規模改造事業につきましては、繰越額を5,930万円。北部中学校体育館地震補強事業につきましては、繰越額を2,650万円としたもので、臨時福祉給付金給付事業につきましては、3月受付分を除いた残りの額を繰り越し、その他の事業につきましては、3月補正額と同額を繰り越ししたものでございます。なお、それぞれの財源につきましては、国庫支出金地方債及び一般財源により事業を行うものであります。

議案関係資料につきましては、1ページから2ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についてであります。

この件につきましても、平成28年度におきまして、繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について、繰越計算書を調整いたしましたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をさせていただくものでございます。繰越明許事業は4ページの計算書のとおり、幸田駅前道路整備事業につきましては3月補正額と同額の2,017万円を繰り越し、財源につきましては国庫支出金地方債及び一般財源により事業を行うものであります。

議案関係資料につきましては、3ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（杉浦あきら君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時45分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第5

○議長（杉浦あきら君） 第31号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

第31号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてでございます。

提案理由といたしましては、農業委員会の現委員の任期が本年7月29日で満了となることに伴いまして、その後任委員を任命する必要があるからであります。

本議案は農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により14名の新たな委員の任命について議会の御同意を求めるものでございます。任期は平成29年7月30日か

ら3年間でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

候補者につきましては、この場では氏名のみを申し上げさせていただきます。まず、松田豊子氏、本田謹治氏、稲吉豊氏、本多勉氏、伊藤幸乃氏、平岩菜穂子氏、藤江大輔氏、内田忠雄氏、清水忠氏、鈴木敏氏、山本元司氏、浅井優氏、鴨下佐由美氏、山口文雄氏、以上、14名でございます。

委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律において、2つの要件が定められております。一つは認定農業者、または認定農業者に準ずる者が委員の過半数を占めてなければならないこと。そして、2つ目は農業委員会の所掌に属する事務に関し、利害関係を有しない者を含まなければならないことではありますが、いずれも要件は満たしております。いずれの候補者も農業委員会の所掌に属する事務に関し、その職務を適切に行うことができる方であり、また、農業委員に関する識見も有していることから、農業委員会の委員として適任者であると考えております。

議案関係資料は4ページ及び追加配付させていただきました要求資料6ページから7ページを御参照いただきたいと存じます。

以上、第31号議案の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第31号議案の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） この農業委員の任命につきましては、法改正によりまして公選制から任命制にということでもあります。任命に当たって、公募推薦によって定数・応募に対しては、候補者選定委員会の議を得て候補者を選定し、議会の同意を求めるといっておりますが、去る5月22日開催の福祉産業建設委員協議会の資料に農業委員会の委員候補者選定における重点事項4項目が記載されておりました。そこでちょっと御質問させていただきます。

候補者14名、どの項目に該当するとして選定されたのか。重複する項目もあろうかと思いますが、それぞれ一つお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先日行われております協議会の資料の中に4項目の重点事項ということは示されておりました。それぞれの該当する方の人数を含めまして、少し説明をさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、認定農業者、または認定農業者に準ずる者が過半数を占めなければならないとございます。こちらのほうは必須要件となっております。候補者のうち、認定農業者が8名、それに準ずる者が3名、定数が14名でございますので、過半数は8名でございますので、それ以上が含まれておりますということでございます。よって、要件は満たしております。

次に、2つ目の中立委員が含まれるようにしなければならないということがございます。こちらは、利害関係を有しない者という言い方になりますが、そちらのほうに2名が該当しております。こちらのほうも要件を満たしておるということでございます。

そして、3つ目といたしまして、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮することということがございます。こちらのほうは必須ではなく努力義務ということでございますが、今回は女性候補者が4名、そして、青年候補者が1名というふうに該当しております。

最後、4つ目といたしまして、地域等からの信頼が厚いと認められることとございます。こちらは全候補者、今回14名ございますが、区からの推薦を得ておりますので、こちらのほうは全員該当するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） そこで、今の選任された最初の認定農業者及び認定農業者に準ずる者というふうな言葉が出てきますが、認定農業者と言われる方々は詳しくはどのような資格要件等を要する者なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 認定農業者とはという御質問でございますが、こちらは農業経営基盤強化促進法第12条になりますが、に基づく農業経営改善計画というものがございまして、そちらのほうを町に提出し認定を受けた方ということでございます。この農業改善計画、経営改善計画には農業経営の現状ですとか、今後の生産方式や規模拡大などについての意向が明記されておまして、本町では農業を主とする農家を認定しております。現在、本町では78名の方を認定農業者として認定しておる状況でございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 認定農業者は町内には78名の方。その中で先ほど申された方が認定農業、今度の農業委員の委員に選定されたということでございますが、そこでもう最後の質問になりますが、この任期3年ということになってますが、万一やむを得ない事情によりまして欠員が生じたという場合、そのような事態に陥ったときに今回と同じような手続によりまして任命されるものかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 任期の途中で欠員が生じた場合ということでございますが、過去にも何回か欠員が生じたということはございますが、今回に関しましては農業委員会法では一応1名欠員するごとに任命する必要はないという規定になっております。委員会の所掌事務のほうが適切に処理できなくなった場合は速やかに委員を任命する必要があるというふうにされております。なお、任命に当たっては今回と同様の手続が必要となります。

こちらのほう適切に処理ができなくなった場合はとはどういうことかというところで県とも調整しておりますが、こちら、愛知県におきましては、県のほうの目安として一応委員の3分の1程度というふうな回答を得ております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 2番、伊與田君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 初めての制度になりまして、選考については大変苦労されたと思いますが、この選定をすると主に、まず最初にどういう方たちに推進していただきというふうな、そういう依頼はされたのか。公募は別として各地域の団体に依頼をされたのではないかと思います。その辺はどういうような形でされたかをお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） どのように推薦等の依頼をしていったかという御質問でございますが、農業委員についてはこちらのほう定数不足になるということをも懸念がございます。そういったところで、推薦、自薦他薦ありますが、推薦応募につきましては、関係の農業団体等、団体等にもしそういうことが懸念されるようであれば、推薦の依頼を促すようにという国の指導がございます。そういった中で団体ですとか、区のほうとかに推薦をお願いしたということがございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 協議会では各地元というか区長の推薦というふうなお話がありましたが、今、そういうことだけではなくて、農業関係、例えば今は認定農業者は78人とおっしゃいましたが、こういう認定農業者の会とか農業経営士会とか青年農業士会とか、そういう農業関係のいろいろなその団体があると思うのですけれども、そういうところへの依頼はされたのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業関係団体ということですが、こちらの資料ですかね、提出されております資料にも協議会などで出された資料でもありますが、まず、推薦で区以外ですと、幸田土地改良区のほうからの推薦という形も出ております。私どものほうで、あと農協ですね。農協さん、JAさん。農協さんのほうに誰かおればというところ。各種会議でそういった方がございましたら、ぜひ推薦のほうということで推薦を促したという経過はございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） その実際に、ではその土地改良区からは何名、農協さんからは何名の推薦を得られたのであります。人数についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらのほうは、農業委員ということでございます。農業委員につきましては土地改良区のほうから1名の推薦。区と合わせて、その方につきましては、区の推薦と土地改良の推薦ということになっております。あと、農協のほうの推薦につきましては、適正化推進委員、そちらのほうで推薦がされておる農業委員につきましては、農協からの推薦はいただいております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先ほどちょっとお話がありましたが、定数不足が心配だったということでもありますけれども、その地元への要望では各地元に何人ぐらい推薦してくれというような、そういう具体的な人数についての依頼はされましたか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 人数等につきましては、過去にはこういった人が出ていますという、そういった資料は提供いたしました。最終判断はあくまで区のほうということ、区ですとか団体に任せてやったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 今回そういう形で区から14名、公募から1名という15名、ぎりぎりの線で集まったということの中でですと、選定委員会は一体何を協議して、この人たちを選定するかというところが非常にその人選について簡単と言えば簡単なんだけど難しかった。もし、失格となると、失格すると欠員状態、定数が不足してしまうという状況になってしまう、最初からというような状況が現実的に余裕が1名しかなかったという状況であります。こういう中で、もしその人数、そういう推薦の人数が足らなかった場合、どういう方策というのか、手法で集める予定をされておりましたか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 定数不足ということも全国的にも懸念されておるということで、国のほうの示しますマニュアル等にも、そういった定数不足にはどういうふうに対処をすべきというところがございました。そういった中で、足らなかった場合ということで、まず、公募をかけた段階で、それから中間地点で一度公表をいたしております。そういったときに定数が不足しておる場合は先ほども申しましたが、関係機関に推薦を促すという行為であるわけでございます。それから、最終的に人数は何人だったということで公表をしております。一応、定数規定につきましては、幸田町につきましては14名以内という以内規定でございます。仮に割れた場合は、その人数ということでございますが、万一、そういうことになった場合も定数に達するようにそういったところに投げかけていくべきというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この農業委員会の業務は、地域の農地の状況を把握していただく

いう、非常に重要な業務があります。そういう中で、各区に1人ぐらいずつということで桜坂の区を除いて23名、22名、そういう数字が出てきておるのではないかなというふうに思うわけでありまして。こういう中で、1人でも欠員をしますと、その欠員した方の地域を誰が補填するかというような、そういう具体的な問題も発生してくるのではないかなというふうに思うわけでありまして、今後、今回はこれで何とか事なきを得たわけでありましてけれども、今後においてはもう少し、この推薦の人数をふやしていただいて、そうして選考過程でもうちょっと十分、いろいろな人たちの選定というか選択肢がたくさん得られるような、そういう人選を得た中で選定会議を開いていただけるように設定をしていただくといいかなというふうに思いますので、今後、御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員おっしゃるとおりでございますが、なるべく多くの方に参加していただきたいということで、今回は要するに任期が3年ということでございますので、3年後につきましてはそういった形でさまざまな検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案説明会で、この件について説明の中では、幸田町の農業委員会委員の定数は14名ですと。応募を含めて立候補は15名ありましたと、こういう説明ですが、どういうふるい分けをしたわけですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ふるい分けと申しますか、各区の中に、区ごとに区のほうで調整されて出てきたであろうということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはまあ地元がやるもんな。だけど、結果的に公示の期間があって、締め切りがあって、その間に自薦他薦という形の中で立候補されたと。その内訳は内容はともかく、少なくとも立候補という形で、いわゆる応募も含めてですよ。いう形になれば、本人の意思というものはそこで示されるわけですよ。そうしたときに定数がオーバーになりましたと。あとは、どうやってどこの側をどこでどうやって頭をなでてしゃがませるか、ということなのですよ。それは地元でございますよということになりますと、じゃあどこの地元を選択したのか。先ほどありました幸田の場合は23区中22区が、22の行政区がその対象の区という形になりますと、どこかの区に絞って、頭をなでて、おい、しゃがんでくれやと、こういう工作をしたということなのですよ、ついてるのがなかったわけですから。そういう話はどうなんですかということなの。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 公選制から今回はまあ任命制に変わったということでござ

います。その中で選定委員会を開きまして、採点性で行ったわけでございますが、順位順に得点をつけまして、順位順に一番最後の最低点といたしますか、そういった方が1人欠けたということでございます。

推薦委員が14名、他薦が14名、自薦といたしますが自主応募が1名という割合でございます。区で、役場のほうで、こちらが何区で何人だとか、そういうことはなるべく基本的にはそういった強制はできませんので、区のほうでの調整がされたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、締め切った結果、15人の方が手を上げましたと。だけでも14人が定数ですよと。1人オーバーですよと。1人オーバーはどうしますかと。そうしたら地元のほうでやっておりますわと。我のところは関係ないよと。それは表向きなんだわ。だけど、舞台裏で誰かに頭を何せしゃがんでくれということをやったときに、どこの区に白羽を立てたのか、こういうことなのですよ。立候補する、結果的に定数オーバーがあったよということは本人の意思があって、内容はともかく、区のほうで、おい、おまえやってくれという。おまえが今度は順番だというものと、もう一つは、あいつは言うことを聞かへんもんだ。だけど、手を上げやがったからしょうがないわといったときにどういう形でその関係を含めて頭をなでたのかということを知っているわけです。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回、先ほども申しましたが、こちらのほうは任命制にかわりまして応募をいたしました。その中で経過をたどりますと、中間発表をした時点では何名かがまだ欠員があったということでございます。その後、最終日の前日でしたかね。前日には定数いっぱいということだったわけでございますが、午後から自己応募という方が1名提出されまってきたということです。その中で、役場のほうでここはあなたはいいよだとか、そういった調整のほうはしてございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が申し上げてるのは本人の意思があって立候補される、あるいは手を上げた。そうしたときにふるいにかけるべきやしょうがないわけですよ、定数オーバーだと。その定数オーバーのときにふるいにかける。ふるいにかけたときに、それぞれの意思のある人たちというのはさまざま濃淡はあるわけですよ。それをどうやって見きわめるかということになる。でも、今、あなたの言ってることだと、地元のほうでお願いをしたら下げてくれましたと。じゃあ、地元のほうにどうやってアクションしたのかと。どこからかアクションをしなければ、事務方から定数14のところから15も出られましたよと。それじゃ、22区の中でどこでもいいのであんた調整してくれよなんて、そんな野方図なことをやらんわな。的を絞ってるわけですよ。的を絞って、あんたのところはちょっと頭をなでて納得させてしゃがませてくれやと、こういうことはどうやってやりましたかということなんです。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 最終日に先ほども申しましたが、1名の方が来られたというところでございますが、その中で選定委員会で審査表のほうで審査した、得点方式で審査したということでございます。まあ、推薦等を出すに当たりましては、各区のほうへ今までの、先ほども申しましたが、今までの経過ですとか、そういったところを説明いたしまして、区の判断で出されておるといことが実態ではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そこは実態として、あなた方はそれはまあ逃げ道はどこかにつくらないといかんもんだ。しかし、それぞれ応募をする、あるいは手を上げたという形の中で定数オーバーになったときに、誰に詰め腹切らせるかというのは、それぞれの区の中で調整しましたよという形で、それぞれの方が選定委員会でと言ったって、それはどこから、それじゃ15人全部その選定委員会のテーブルに乗ったということは理屈としてはあるだろうな。その中で1人をどうやってターゲットにするかという点でいけば、もうどこかに意図的なものが働かなければ、少なくとも手を上げて立候補された15名の方をどうやってしゃがませるとい点でいけば、私はそういう意図が働いたんだなというふうに受けとめます。そうすると、もう一つはこの議案関係資料の中にもありますが、認定農業者に準ずると、この準ずるといものの基準、考え方、そこら辺はどういう形ですか。3名の方がその認定農業者に準ずると、こういう記述が、資料があるわけですが、その関係はどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 1人の候補が落ちたということでございますが、こちらにつきましては、実は選定委員会のほうで審査項目というのがありまして、まず、基本的な5項目を審査しております。こちらのほうは農地法の違反がないですとか、毎月の出席が可能か、あと経験などから、その活動ができるか。意欲や熱意があるか。活動業務について、適正かつ公正に執行できるかというところがまず一つの審査項目ではございます。その中で、ほとんどの方がこれには該当してくるであろうということでありまして、この中で加算点といたしまして、今回、農業委員会法の改正でもございましたが、認定農業者ですとか、あと地域からの信頼が厚いか、成年者か中立者か女性であるか、そういったところが求められております。公選制から任命制にした狙いもそういったところにあるわけでございますが、農業者ですとか女性が確実に登用できるというところがございまして、ほかの市町の過去を審査したもろもろ等、あと国のほうの様式とか参考にいたしまして、加算点というところが設定されております。その中で、1名につきましては、加算点の部分で農業者ではまずいなかったのかなとか、そういったところの加算点の差がそれぞれあるわけですが、男性は女性ではございませんので、そういったところで加算はつかないですとか、そういった加算点の部分で差がついておるのかなということでございます。

次に、認定農業者に準じる者ということでございますが、こちらのほうにつきましては、過去認定されて農業者となっておった方ですとか、農業の指導的立場にあった方ですとか、また、農業をなりわいとしておる農家の家族の方とか、そういった方が準じる者ということでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 前段の関係で、経験は項目、5項目でチェックをしたよという形の中で、お話を聞くと客観的なものが、男か女かというのは客観的なのですよね。あとは、それぞれ主観で物を言う。主観でしかやりようがないわけなんです。だから、そういう点でいけば、客観性はない中でどうやってその加点を加えるかという点でいきますと、まさにその人その人にかかわるさじかげんです。さじかげんというのはその人の見てくれだと。ちょっと見ての判断だという形でやられるというところに私は非常に問題があるなというふうに思います。それから、もう一つは認められるかどうかという点で行きますと、準ずる者という形の中で過去に認定農業者であった、あるいは指導的立場であったよということについても、これも基本的にさじかげんで、さじかげんで定数を満たす、あるいは定数オーバーであっても、それを基準にしてふるいにかけてという形でいくと、私は非常に客観性に欠けて、人の判断は好き嫌いによって決まるという形でやられておるなという意味合いが非常に強く、今、受けとめました。

それから、もう一つはこれは違いますけれども、農業委員会にはいろいろな権限、任務、その中の一つに関係団体、これは幸田町も含めてですよ。あるいは国・県に対しても一緒。あるいはほかの団体に対しても農政にかかわる建議、農業委員会であそこに意見書を出そうと、ここに意見書を出そうといったときに、その意見書というのが建議という形でまとめられて提出ができる権限があるわけですが、この間に幸田町の農業委員会の中で、建議で出された経過、あるいはあったとしたら、その内容は何なのか、説明・答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） さじかげんということはおっしゃるということでございますが、こちらのほうはそういったことがないように透明性・公平性を図るために選定委員会のほうで外部の方も含めまして、委員のメンバー構成といたしまして、公正にやらせていただいたというふうに考えております。

それと、議員おっしゃる関係団体に対しての建議ということでございますが、私の覚えですと何年ぐらい、25年か30年ぐらい前に私も農業委員会何遍か経験、累積ですと10年ほどおるわけですが、その中では一度農水省に対して、当時内容まではちょっと記憶ございませんが、一度建議をした記憶がございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ私は農業委員会に与えられている権限にそうしたものも含めて、私は農業委員会としての使命の一つは果たしていくという点で建議を旺盛的に取り組んでいく、そういうことが求められるということでもあります。

それから、もう一つは農業委員会の中に部会制がありますよね。農地部会と農政部会、一番手を上げて俺とこだというのは農地部会で、農政部会は爪はじきにされてくじで漏れた人がみんな農政部会だよと。こういうあしき傾向があるということを申し上げておくわけですが、この農地部会、農政部会、それぞれ、例えば、この議会でいきますと任

期4年の間に前期後期という形で組みかえをするというようなこともあるわけですが、任期3年間で農業委員会の農政部会、農地部会でそういう組みかえがあるのかなのか。言ってみれば、一番おいしいという言い方はいかんのですが、農地部会にみんな行きたい行きたいというのね。こういう点はどういう形で具体的に処理がされているのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 部会制ということでございますが、幸田の場合は規模、農家数ですとか、農地面積からして部会制を敷かなければならないということにはなっていないんですが、それにかわるものということで、農地専門委員会と農政専門委員会というのを設けております。こちらのほうは今までの経験ですとか、そういったところから期数ですとか、そういったところを勘案しまして、農業委員会の代表者と調整して、それぞれ振り分けをさせていただくと。事務局案を提示させていただいて、その後、それぞれ代表者の方に意見を聞いて決めていくということでございます。こちらのほう3年の任期で1年半たちますと、総入れかえという形でやっております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、農業委員会法が変わって、初めての議案ではあります。その中で、幸田町の農業委員の定数が14人ということで、以前は幸田町の農業委員は22名という定数でございましたが、今回は農業委員が14人、それから残りの8人、最適化推進委員ということで、これは農業委員会の委員さんがまたさらに最適化推進委員を選んでいくというような流れになっているわけでありまして、今回の農業委員の任命に当たっては広報等で公募をされてきた。公募をされてきて、そしてこれは議案として出されたときにも質疑したわけでありまして、農業に理解のある方なら誰でもなれるよということで、そういう中でこれは公募もされてきたわけでありまして、しかしながら、今回はこの最適化推進委員の8名を合わせた形の中で全ての22区、桜坂区を除いて22区に話をされてきた。それで上がってきたのが8区除いた14区の推薦をされた人たちが今回選ばれてきたわけでありまして、では、この公募、これは一体何だったのかということでありまして。福祉産業建設委員会の中での説明で言いますと、この応募された方につきましては、面接をして、そしてあなたは会議に出られますかということがあったら、出られないときもあるわねというところで落とされたような、そういうようなことも言われたわけでありまして、じゃあ今回この任命に当たっての推薦をされた方たちが全て農業委員会の会議に出られるかといったら、そうじゃないわけでありまして、そうしたことがもう少し開かれた農業委員会にしていくためにも、やはりこうした関心のある方はそうした点での利害関係がないという点におきましても、やはりきちっと説明もしながら、なおかつ意欲のある人の応募を促すということも必要ではないのかというふうに思うわけでありまして、その点については、この公募について問題はなかったのかという、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらも農業委員のまず冒頭申されました定数でございますが、16名が現在の定数でございます。16名が14名になっております。あとの6名につきましては、各種団体からの推薦者が6名ということでございます。

それと、協議会のほうでも出席できないといったことも言われたということで、課長のほうが答弁したという記憶がございますが、そういった中に、受付する段階でのある程度の聞き取りというのは当然しておるわけでございます。まあそういったものが正式にそれじゃこうしてやろうなということを選定委員会で申すかと言えば、それは説明はしていないわけでございます。

先ほども申しましたが、加算点というところで、若干差ができたのかなということでございます。今回の任命につきましては、認定農業者ですとか、中立委員、そういった方をできるだけ登用するという目的がございました。それと、あと、衆参議院附帯、この法律改正時の附帯決議の中に、地域での代表制が堅持されるように十分配慮することということが明記されております。地域での特性を生かした地域の代表制ですね。そういったところを重んじ、円滑に処理をされることが望まれるということでございます。

こちらは今回の農地法の改正でもありましたけれども、遊休農地ですとか、農地の利用集積、そういったところに重点を置いて、こういったことも言われておるといふうに聞いております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり、この今回の法改正のもとの公選制から任命制に変わってきた。そういう中で今回の議案として上がってきているわけでありますが、しかしながら、この中身を見るならば、全て22区満遍なく、それぞれ区からの推薦の人たちが今回の任命として上がってきたメンバーであるということは、これは否めない事実であります。それと、また地域での代表制ということで、これは町が例えばあなたの区は、これは農業委員ですよ。あなたの区は最適化推進委員ですよという割り振りはしたのですか。それもお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらのほう、町のほうが割り振りをしたということではございません。過去の経過ですとか、そういったところは資料としては、紙として出したかどうかはちょっと記憶はございませんが、こういった形でやられてますよと、今まではこうでしたけれども今回は任命制に変わりますと。こういったところで、今、いわゆる推薦を促したということでございます。

あと、こちらのほうは基本的には配分につきましては、過去、ある程度の何と云うのですかね、学区で何人ぐらいというところがある程度あったのかなということです。こちらのほうも各区で調整がなされておったということでございますが、基本的には、まあそれを踏襲していただいて推薦が出てきておるといふうことでございます。

あと、適正化推進委員につきましては、農業委員が任命されました後、最初の会議におきまして、学区割りですとか、こちらのほうは地区割りをしなければならないという

ことですので、農業委員会のほうで地区割りをしていくということでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まあいろいろ言われるわけではありますが、公選制の場合ですと、選挙人名簿に基づいて、そして資格のある方がこれは立候補できるという、こういう制度でありました。幸田町の場合は過去にも選挙にはならなかったわけではありますが、やはりこれは立候補されれば、これ当然定数オーバーになれば選挙ということになるわけではありますが、しかしながら、今回は任命制ということで定員不足が心配されるということの中でいろいろと画策をされたということのようでもありますけれども、しかしながら、公募、この方法を取り、応募をされた人が選定委員会にかけられて外されてしまうというようなことに今回はなったわけではありますが、こういうことがこれからも起きてくるならば、農業に対する理解というものが成り立たなくなるということにつながるいかというふうに思うわけであります。そうした点で、この公募のあり方というものについて当局どのお考えなのか。また、今後、3年の任期が終わって、次の農業委員の任命に当たってのときには、この公募制というのはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、今回は1名定員が超過したということでございますが、その中で超過した場合は任命権者であります町長のほうで必要な措置を講じるということになっております。必要な措置を講じるとしか記載がございません。その中で何を選択したかという、今回幸田町につきましては選定委員会の開催を選択したということでございます。県内、現在、現時点では49の市町がこちらのほう選任をする必要があるわけですが、そのうちの21の市町で定数を超過したという事実を聞いております。その21のうち、幸田のように外部委員を選定して行ったのは21のうちの8市町という情報もでございます。

今回、いわゆる自薦といいますか、公募で来た方につきましては結果的にかなわなかったわけでございますが、今回の法改正の趣旨でございます農家ですとか、基本的にはそういった農業ですとか、そういうように精通した方、見識を持った方というところで、先ほども何度も申しておりますが、加算点としても今回は審査しているという点で、こちらのほうが優先された結果ということでございます。

今後につきましては公募という中で、そういったところを選定、当然選定委員会を開くという形が一番よかろうとは思いますが、そういったところもいろいろな審査をする中で検討項目として一度検討のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公募についてはどのように考えられておるのかということでありまして。広報等で公募をされるわけではありますが、公募期間はありますよね。その中でやはり、やっぱり農業委員に応募しようということで関心のある方、農業に理解を示す方、いろいろなそうしたことで応募をされるわけでもありますので、そういう人たちの今回その辺も開かれたわけでもありますので、その点についてを公募制についてはどのように取

り組んでいかれるのか。また、公募に当たってのこうした基準というものもやっぱり示しながら、そして応募していただくようにすべきだというふうに思うのですけれども、その辺が町としてもこれは甘かったのじゃないかというふうに思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まあ公募制ということで、こちらのほう改正がされて全国的にやっておる状況でございますが、その改正内容につきましては、広報でお知らせしたりですとか、ホームページのほうでお知らせしておるわけでございますが、細かなところで、まずそちらのほうも見ていただかなければいけないということでございます。まず、広報で見ていただいて、その後お尋ねがあった方が1名ございました。この方かどうかはわかりませんが、そういったお尋ねがございました。そういったときに、こういう趣旨でやっているですとか、そういったところは今後につきましてはきちっと、もう少し丁寧にやったほうがよかったのかなという反省もしておる次第でございます。以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第31号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております第31号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第31号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり同意することに決しました。

日程第6

○議長（杉浦あきら君） 日程第6、第32号議案から36号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第32号議案から第35号議案までの4件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案書の9ページをお願いいたします。

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、低所得者における国民健康保険税の軽減措置の対象拡大を図るため、判定所得基準金額について被保険者及び特定同一世帯所属者1名当たりの加算額を、5割軽減につきましては26万5,000円を27万円に。2割軽減につきましては48万円を49万円に引き上げる改正を行うものであります。

施行期日につきましては、交付の日から施行するものとし、適用区分につきましては平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

議案関係資料は5ページから6ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第33号議案 工事の請負契約についてでございます。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、幸田町民会館舞台照明改修工事の施工に伴い、必要があるからであります。

議案書12ページをごらんいただきたいと思います。

工事名は幸田町民会館舞台照明改修工事で、工事場所は幸田町大字大草字丸山地内にあります。

工事の概要は、舞台照明設備（さくらホール、つばきホール）一式、監視カメラ設備一式であります。

契約金額は、2億1,658万1,760円でございます。契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は名古屋市中村区名駅南2-7-55、パナソニックESエンジニアリング株式会社中部支店、支店長、森山克春であります。

議案関係資料につきましては、7ページから11ページ及び追加配付させていただきました要求資料の8ページから9ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

第34号議案 工事の請負契約についてでございます。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、幸田町民会館舞台音響改修工事の施工に伴い、必要があるからであります。

議案書の14ページをお願いいたします。

工事名は幸田町民会館舞台音響改修工事で、工事場所は幸田町大字大草字丸山地内にあります。

工事の概要は、舞台音響設備（さくらホール、つばきホール）一式でございます。

契約金額は、1億3,666万320円でございます。

契約の方法は10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は、名古屋市中区錦1-13-26、ヤマハサウンドシステム株式会社、名古屋営業所、所長、川島洋二郎でございます。

議案関係資料は12ページから16ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の15ページでございますけれども、第35号議案 財産の取得についてでございます。財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、災害対応特殊救急自動車の取得に伴い、必要があるからでございます。

議案書16ページをお開きいただきたいと思います。

物品の概要は、災害対策特殊救急自動車1台で、3台の救急自動車のうちの1台を更新するものであります。納入場所は幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は2,052万円でございます。契約の方法は、4社による指名競争入札を4月21日に実施し、契約の相手方は岡崎市上和田町字北天白8番地1、愛知トヨタ自動車株式会社六名営業所、所長、上田義孝でございます。

議案関係資料は17ページから22ページでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、平成29年度の幸田町一般会計補正予算ということで説明させていただきますと思ひます。

別冊の補正予算関係資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、第36号議案でございます。平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算補正であります。歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,900万円とするものでございます。4ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正のとおり、児童館建設事業につきましては、六栗西山地区に予定をしております（仮称）豊坂児童館の建設に当たりまして、当初1億2,100万円の起債を予定しておりましたが、今年度に入りまして、多世代交流施設整備事業として、国の補助事業の採択が得られましたので、児童館建設事業につきましては、事業を廃止することとし、1億2,100万円全額を減額し、新たに多世代交流施設整備事業として起債限度額の1億2,500万円を追加するものでございます。

また、災害対応特殊救急自動車整備事業につきましては、当初、町単独事業として予定していたものでございますが、こちらにつきましても国の補助事業として採択されたことによりまして、起債限度額を2,000万円から700万円に減額するものであります。

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきますが、まず、歳入につきましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、55款の国庫支出金につきましては、（仮称）豊坂児童館の建設に当たりまして、当初予算におきましては児童館建設事業に対する補助金として次世代育成支援対策施設整備交付金として計上しておりましたが、先ほど地方債補正で説明いたしましたとおり、多世代の交流施設整備事業として、地方創生拠点整備交付金の採択が得られましたので、事業を廃止し、次世代育成支援対策施設整備交付金につきましては全額を減額し、多世代交流施設整備事業実施に伴う地方創生拠点整備交付金を新規計上するものでございます。

また、災害対応特殊自動車の整備に当たりましては、緊急自動車、援助隊、設備整備費補助金の採択が得られましたことにより新規計上するものでございます。

次に、75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、収支全体の調整をするものでございます。90款の町債につきましては、こちらにつきましても、多世代交流施設整備事業を新規計上し、児童館建設事業につきましては全額を減額するものでございます。また、災害対応特殊自動車整備事業につきましては、国の補助事業採択に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、20 款の民生費につきましては、児童福祉費におきまして、多世代交流施設整備事業の国庫補助金の採択に伴い、建設工事費等を新規計上し、これにあわせて当初予算に計上いたしました児童館建設事業費全額を減額するものでございます。

次に、50 款の消防費につきましては、常備消防一般事業で職員用被服、資機材等の消耗品を追加するものであります。これにつきましては、当初予算におきまして、1 桁間違えて要求してしまったことによりまして、不足分の追加をお願いするものでございます。本来、このようなことはあってはならないということでございますが、精査を行ったことにつきましては、十分反省をいたし、事務事業の推進にどうしても必要な予算でございますので、今後、このようなことのないよう、気をつけてまいりますので、どうかお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。また、消防施設におきましては、消防用自動車整備事業に対し、国庫支出金が交付されることに伴い、地方債及び一般財源を減額し、財源更正をするものでございます。

議案関係資料につきましては、23 ページから24 ページを御参照いただきたいと存じますが、以上、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

次回は、6月7日、水曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで1点、連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日11時20分から第1委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日は御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年6月5日

議 長

議 員

議 員